

個人情報保護法の動向

～仮名加工情報の導入に向けて～

はじめに

令和2年改正個人情報保護法は、利用停止・消去等の個人の請求権の要件緩和、保有個人データの開示方法の拡大、個人データの開示方法の拡大、個人データの授受に関する第三者提供記録の開示、短期保存データの保有個人データへの包含、オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲の限定、「仮名加工情報」の創設などといった事項について改正が行われましたが、その概要は、以下の弊社事務所コラムにてご紹介したとおりです。

【令和2年改正個人情報保護法 弊社事務所コラム】

<https://www.clo.jp/column/2645/>

今回は、その中でも事業者が過去に取得した個人情報を新たな形で利活用したい場合に、その利活用が、当初に特定した利用目的の範囲内に該当するものであるか、判断に迷う場面などで実務上活用が期待される「仮名加工情報」に焦点を当て、これまでの個人情報保護法の規制の概要を敷衍するとともに、匿名加工情報の限界等、仮名加工情報導入に至った経緯、現時点での最新情報を解説します。今後、仮名加工情報についてはガイドライン、Q&Aが発出される予定であり、最新の情報を入手次第、アップデートして再度解説を加える予定です。

目次

第 1	従来の個人情報保護法による規制	2
1	パーソナルデータ・「個人情報」とは	2
2	個人情報取扱事業者に課される義務	4
3	同意取得の例外	5
第 2	匿名加工情報	7
1	定義	8
2	匿名加工情報作成者・取扱者の義務	8
3	匿名加工情報等の安全管理措置	9
4	匿名加工情報の識別行為の禁止	11
5	匿名加工情報制度の限界	12
第 3	仮名加工情報	13
1	仮名加工情報の創設	13
2	定義	14
3	仮名加工情報取扱事業者の義務	15
4	仮名加工情報の安全管理基準	16
第 4	匿名加工情報・仮名加工情報の作成	17
1	匿名加工情報の作成	17
2	仮名加工情報の作成	19
第 5	まとめ	21

第 1 従来の個人情報保護法による規制

1 パーソナルデータ・「個人情報」とは

個人情報に加え、個人情報との境界が曖昧なものを含む、個人と関係性

が見出される広範囲の情報を指すものを「パーソナルデータ」といい¹、「パーソナルデータ」の概念の中に、個人情報保護法で定義されている「個人情報」が含まれる。

個人情報保護法上で定義される「個人情報」

個人情報（個人情報保護法（以下「法」という。）第2条第1項）とは、**生存する個人に関する情報**であって、ア．当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により**特定の個人を識別できるもの**（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、または、イ．「**個人識別符号**」が含まれるものをいう。

- 「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものである。
- 「他の情報と容易に照合することができ」とは、いわゆる容易照合性と呼ばれているものであるが、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるものの通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいうものとされている。
- 「個人識別符号」とは次のいずれかに該当する文字、番号、その他の符号のうち、政令で定めるものをいう（法第2条第2項）²。

¹ 平成29年情報通信白書第2章第1節参照

² 個人情報の保護に関する法律施行令（平成28年政令第507号。以下「施行令」という。）第1条及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機のように供するために変換した文字、番号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの（法第2条第2項第1号）
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの（法第2条第2項第2号）

2 個人情報取扱事業者に課される義務

個人情報をデータベース化した上で事業の用に供している者は個人情報取扱事業者と呼ばれ（法第2条第4項及び第5項）、個人情報を取り扱う際には、法第4条で規定される義務を遵守する必要がある。代表的な規律としては、次のようなものが上げられる。

- ① 取り扱う個人情報の利用目的を特定する必要があること。また、利用目的の変更は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えないこと（法第15条）
- ② 本人の同意を得ずに、特定した利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱ってはいけないこと（法第16条）

則第3号。以下「施行規則」という。）第2条ないし第4条において、細かく限定的に規定されている。例えば、法第2条第2項第1号関係においては、過去の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌や指紋又は掌紋を電子系計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号である場合、個人識別符号に該当しうるとされ、また、同項第2号関係では、旅券の番号、運転免許証の番号、個人番号等が、個人識別符号に該当するとされている。

- ③ 偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならないこと（法第 17 条）
- ④ 個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者提供してはいけないこと、あるいはオプトアウトの手段を用意した上で第三者提供を行うこと（法第 23 条第 1 項及び第 2 項）

事業者としては、新しい分野のサービスや製品の導入を行う場合等には、取得時に特定した利用目的とは関連性が低い新しい目的のために個人情報を利用したいニーズが生じ得るが、法第 16 条に基づき全員から利用目的の変更の同意を再取得することは、コストやスピードの観点からはデメリットも小さくなく、過去のデータの利用にまで遡っての同意の取得や、多数のユーザーからの同意の取得が困難なケースも想定される³。

3 同意取得の例外

(1) 法令に基づく場合等（法第 23 条第 1 項）

以下のいずれかの場合には、例外的に本人の同意がなくとも第三者への提供が可能とされている（法 23 条第 1 項各号）

- ① 法令に基づく場合（1 号）
- ② 人の生命、身体又は財産の保護に必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難な場合（2 号）
- ③ 公衆衛生・児童の健全な育成に特に必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難な場合（3 号）

³ 個人情報保護委員会事務局レポート「匿名加工情報：パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」（2017 年 2 月）7 頁

- ④ 国の機関とへ協力する必要がある、かつ、本人の同意を得るとその事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(2) オプトアウト(法第 23 条第 2 項)

個人本人の求めに応じ、当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止するなど次の①～③の手続（オプトアウト手続）を行う場合、同意取得の例外として、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。もっとも要配慮個人情報を提供する場合には適用できない。

- ① 本人の求めに応じて、その本人の個人データについて、第三者への提供を停止するとしていること
- ② 本人の求めを受け付ける方法等をあらかじめ本人に通知、又は継続的にホームページに掲載するなど、本人が容易に知ることができる状態に置くこと
- ③ 本人に通知等した事項を個人情報保護委員会に届け出ること

(3) 委託、事業承継、共同利用（法第 23 条 5 項各号）

委託、事業承継、共同利用に該当する場合、第三者提供に該当しない（法第 23 条 5 項各号）。委託、事業承継、共同利用の場合、個人データの提供先は提供元の企業とは別主体であり、形式的には第三者に該当し得るけれども、本人との関係では提供主体である企業と一体として取り扱うことに合理性があり、第三者に該当しないとされる。

○ 委託

利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場

合、当該提供先は第三者に該当しない（法 23 条 5 項 1 号）。

○ 事業承継

合併、分社化、事業譲渡等で事業が承継されることに伴い、当該事業に係る個人データが提供される場合、当該提供先は第三者に該当しない（法第 23 条第 5 項第 2 号）。なお、事業の承継後も、個人データが当該事業の承継により提供される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない（法第 16 条 2 項）。

○ 共同利用

特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合で、次の①～⑤までの情報を、提供にあたりあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置いているとき、当該提供先は、第三者に該当しない（法第 23 条第 5 項第 3 号）。

- ① 共同利用する旨
- ② 共同して利用される個人データの項目
- ③ 共同して利用する者の範囲
- ④ 利用する者の利用目的
- ⑤ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

第 2 匿名加工情報

平成 27 年の個人情報保護法改正で、一定の条件の元で、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律のもと、自由な流通・利活用を促進することを目的に、匿名加工情報に関する規定が新設された。

匿名加工情報は、個人情報とは異なり、本人の同意を得ずとも第三者提供を行うことができる。

1 定義

匿名加工情報とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう（法第2条第9項）。

一 法第1項第1号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

二 法第1項第2号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別情報符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

2 匿名加工情報作成者・取扱者の義務

匿名加工情報に該当するものであれば、一定のルールの下で、本人の同意を得ることなく目的外利用や第三者提供ができるようになるが、「匿名加工情報データベース等」⁴を構成する匿名加工情報を作成する個人情報取扱事業者及びそれを使用する匿名加工情報取扱事業者は、以下の義務を負うことになる。

ア 匿名加工情報作成者に課される義務

① 匿名加工情報の適正な加工義務（法第36条第1項）

⁴ 匿名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう（法2条第10項）。

- ② 匿名加工情報等の安全管理措置を講じる義務（法第 36 条第 2 項）
- ③ 作成時における匿名加工情報に含まれる「個人に関する情報の項目」の公表義務（法第 36 条第 3 項）
- ④ 匿名加工情報の第三者提供時における「提供する情報の項目」および「提供方法の公表」、ならびに提供先への匿名加工情報である旨の明示義務（法第 36 条第 4 項）
- ⑤ 匿名加工情報を自ら利用するときの識別行為の禁止（法第 36 条第 5 項）
- ⑥ 匿名加工情報の適正な取扱いを確保するため、安全管理措置、苦情の処理などの必要な措置を講じ、その内容を公表する努力義務（法第 36 条第 6 項）

イ 匿名加工情報取扱者に課される義務

- ① 匿名加工情報の第三者提供時の、提供する情報の項目および提供方法の公表および提供先への匿名加工情報である旨の明示義務（法第 37 条）
- ② 匿名加工情報を自ら利用するときの識別行為の禁止（法第 38 条）
- ③ 匿名加工情報の適正な取扱いを確保するため、安全管理措置、苦情の処理などの必要な措置を講じ、その内容を公表する努力義務（法 39 条）

3 匿名加工情報等の安全管理措置

ア 削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するための安全管理措置

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に

関する情報の漏洩を防止する為に必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならないとされている（法第36条第2項）。

同法施行規則で定める基準は以下のとおりである。

- ① 加工方法等情報を取り扱う者の権限及び責任を明確化⁵
- ② 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備及び当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取扱い並びに加工方法等情報の取扱状況の評価及びその結果に基づき改善を図るために必要な措置の実施⁶
- ③ 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置⁷

イ 加工後の安全管理措置、苦情の処理等

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない（法第36条第6項）。

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工

⁵ 例) 加工方法等情報の安全管理措置を講ずるための組織体制の整備（個人情報保護法ガイドライン（匿名加工情報編）17頁別表2）

⁶ 例) 加工方法等情報の取扱いに係る規程等の整備とこれに従った運用、従業員の教育、加工方法等情報の取扱状況を確認する手段の整備、加工方法等情報の取扱状況の把握、安全管理措置の評価、見直し及び改善（個人情報保護法ガイドライン（匿名加工情報編）17頁別表2）

⁷ 例) 加工方法等情報を取り扱う権限を有しない者による閲覧等の防止、加工方法等情報の削除並びに機器、電子媒体等の廃棄、加工方法等情報へのアクセス制御、外部からの不正アクセス等の防止、情報システムの使用に伴う加工方法等情報の漏えい等の防止（個人情報保護法ガイドライン（匿名加工情報編）17頁別表2）

情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない（法 39 条）。

当該安全管理等の措置については、個人情報と同様の取扱いを求めるものではないが、例えば、法第 20 条から第 22 条までに定める個人データの安全管理、従業者の監督及び委託先の監督並びに法第 35 条に定める個人情報の取扱いに関する苦情の処理で求められる措置の例を参考にすることも考えられ、具体的には、事業の性質、匿名加工情報の取扱状況、取り扱う匿名加工情報の性質、量等に応じて、合理的かつ適切な措置を講ずることが望ましいとしている⁸。

4 匿名加工情報の識別行為の禁止

個人情報取扱事業者は匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない（法第 36 条第 5 項）。

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない（法 38 条）。

【識別行為に当たらない取扱いの事例】⁹

事例 1) 複数の匿名加工情報を組み合わせて統計情報¹⁰を作成するこ

⁸ 個人情報保護法ガイドライン（匿名加工情報編）18 頁

⁹ 個人情報保護法ガイドライン（匿名加工情報編）23 頁

¹⁰ 統計情報とは、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものをいうとされている（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏

と。

事例 2) 匿名加工情報を個人と関係のない情報（例：気象情報、交通情報、金融商品等の取引高）とともに傾向を分析すること。

【識別行為に当たる取扱いの事例】

事例 1) 保有する個人情報と匿名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合すること

事例 2) 自ら作成した匿名加工情報を、当該匿名加工情報の作成元となった個人情報と照合すること。

5 匿名加工情報制度の限界

現行法上導入されている匿名加工情報の制度は、加工基準が厳格であり、また、作成した場合に情報の項目等の詳細の公表が必要である等の理由により、企業や事業者によって有効に活用されているとは言いがたい状態であった。

個人情報保護委員会が実施した企業に向けたアンケートによれば、「利用方法が分からない」、「自社データへのニーズがあるのか分からない」、「分析するための人材がない」、「レピュテーションリスクが問題である」といった意見がみられ、いずれも、具体的な匿名加工情報の利活用モデルについて、必ずしも企業が把握できていない¹¹のも同制度が有効活用されていない理由の一つであるといえる。

えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A（11-1）。

¹¹ 個人情報保護法いわゆる 3 年ごと見直し制度大綱（令和元年 12 月 13 日：個人情報保護委員会）21 頁参照。

第3 仮名加工情報

1 仮名加工情報の創設

事業者の中には、従前から自らの組織内部でパーソナルデータを取り扱うにあたり、安全管理措置の一環として、データ内の氏名等特定の個人を直接識別できる記述を他の記述に置き換える又は削除することで、加工後のデータ単体からは特定の個人を識別できないようにするといった、いわゆる「仮名化」と呼ばれる加工を施した上で利活用を行う例がみられていた。

また、EUにおいても、個人情報としての取扱いを前提としつつ、若干緩やかな取扱いを認める「仮名化」が規定され、国際的にもその活用が進みつつある。

こうした実務の広がりや、情報技術の発展を背景として、一定の安全性を確保しつつ、データとしての有用性を加工前の個人情報と同等程度に保つことにより、匿名加工情報よりも詳細な分析を比較的簡便な加工方法で実施し得るもの¹²として、「仮名加工情報」制度が改正法¹³に導入されることとなった。同改正法は、令和4年4月春頃に全面施行予定とされている¹⁴。

仮名加工情報は、事業者が過去に取得した個人情報を新たな形で利活用したい場合に、その利活用が当初に特定した利用目的の範囲内に該当するものであるか、判断に迷うようなケースなどに利用されることが想定される。

¹² 同上

¹³ 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年法律第44号:令和2年6月12日公布）

¹⁴ 個人情報保護委員会HP（<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/>）

2 定義

「仮名加工情報」とは、一定の措置を講じて他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう（改正法 2 条 9 項）。

「仮名加工情報」には、個人情報である仮名加工情報と個人情報ではない仮名加工情報があり、改正個人情報保護法は両者を明確に区別している。

「個人情報ではない仮名加工情報」は、仮名加工情報部分だけを委託、共同利用、事業譲渡することによって提供されるという例外的な場面だけ、提供先において生じるものである。

なお、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報のそれぞれの主たる特徴・相違点は下記のとおりである。

	個人情報	仮名加工情報		匿名加工情報
		個人情報である 仮名加工情報	個人情報ではない 仮名加工情報	
加工レベル	—	他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない。		特定の個人を識別することができず、復元することができない。

利用目的の制限等	規制あり	利用目的の変更は可能。ただし、新たな利用目的を特定の上、公表し、その利用目的の範囲で取り扱う必要がある。	規制なし	規制なし
安全管理措置	講ずる義務がある。	講ずる義務がある。	漏えいの防止の限度で準用。	講ずるよう努める。
第三者提供時の同意取得	同意必要	同意必要		同意不要
開示・利用停止等の請求対応	可	対象外	対象外	対象外
識別行為の禁止	—	禁止される	禁止される	禁止される

3 仮名加工情報取扱事業者¹⁵の義務

- ① 仮名加工情報を取り扱うにあたって特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報を取り扱ってはならない（改正法35条の2第9項）。
- ② 仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない（同条第5項）。

¹⁵ 仮名加工情報取扱事業者とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（仮名加工情報データベース等という。）を事業の用に供している者をいう。

- ③ 法令に基づく場合を除き、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない（同条 6 項）。
- ④ 仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、仮名加工情報を他の情報と照合してはならない（同条 7 項）。
- ⑤ 仮名加工情報を取り扱うにあたって、電話をかけ、郵便もしくは信書便により送付し、電報を送達し、電磁的方法等を用いて送信し、または住居を訪問するために、仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない（同条 8 項）。

さらに、仮名加工情報取扱事業者は、個人情報ではない仮名加工情報の第三者提供について、一定の場合¹⁶を除き、仮名加工情報を第三者に提供してはならないとされ、また、個人情報取扱事業者の義務に関する規定の一部を仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用するものとされている。

4 仮名加工情報の安全管理基準

仮名加工情報を作成したとき、または仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等および個人識別符号ならびに改正法 35 条の 2 第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならないとされている（同条 2 項）。

¹⁶ 改正法 23 条 5 項各号（個人データの取扱の委託に伴う提供、事業の承継に伴う提供、共同利用による提供）に当たる場合には、当該個人データの提供を受ける者は「第三者」に該当しないものとして、仮名加工情報である個人データの提供をすることが認められる（改正法 35 条の 2 第 6 項、23 条 5 項）。

そして、個人情報保護委員会規則案第 18 条の 8 では、上記個人情報保護委員会規則で定める基準として、

- ①法 35 条の 2 に規定する削除情報等（同条第 1 項の規程により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めると
- ②削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- ③削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること
を挙げている。

第 4 匿名加工情報・仮名加工情報の作成

1 匿名加工情報の作成

匿名加工情報を作成するときは、法第 36 条第 1 項に規定する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）19 条で定められており、以下の 5 つの要件を満たす必要がある。

- ①特定の個人を識別する事が出来る記述等の全部又は一部を削除
- ②個人識別符号の全部を削除すること
- ③個人情報と他の情報とを連結する符号を削除すること
- ④特異な記述等を削除すること
- ⑤上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずること

匿名加工情報を作成する際は、個人情報に含まれている情報について以下のような処理が必要になると考えられる。

個人情報に含まれている情報	必要な処理
氏名、携帯電話番号、クレジットカード番号、サービスID・アカウントID、電子メールアドレス、端末ID	全部削除（削除）
生年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・生年月、年月、月日、年齢、年代等に置き換える（丸め） ・超高齢であることが分かる生年月日や年齢を削除する（セル削除/トップコーディング）
性別	他の情報との組合せによって必要がある場合は削除する。
郵便番号、固定電話番号	下4桁を削除する（丸め）
職業	勤務先名を職種等のカテゴリーに置き換える（一般化）
年収	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な年収を収入区分へ置き換える（丸め）。 ・超高収入の値を削除する（セル削除/トップコーディング）。
家族構成	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な家族人数を人数区分へ置き換える。（丸め） ・詳細な家族構成を世帯構成区分（単

	<p>身、親子、三世帯等)へ置き換える。</p> <p>(丸め)</p>
購買履歴	<ul style="list-style-type: none"> ・購入店舗や購買時刻の詳細情報を削除する。(丸め) ・詳細な家族構成を世帯構成区分(単身、親子、三世帯等)へ置き換える。(丸め)
乗降履歴	<ul style="list-style-type: none"> ・利用が極めて少ない駅や時間帯の情報を削除する。時刻情報を時間帯に置き換える(セル削除/丸め) ・定期区間に極めて少ない利用が含まれるものは削除(セル削除)
位置情報	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅や勤務地点等の推定につながる支店・終点を削除する。(丸め) ・位置情報若しくは時刻情報の詳細部分を削除する。(丸め) ・位置情報が少ないエリアの値にノイズを加える。(ノイズ付加) ・所定数以上の位置情報になるようエリアを区切る。(丸め)

2 仮名加工情報の作成

個人情報取扱事業者は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特

定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならないとされている。(改正法 35 条の 2 第 1 項)。

そして、個人情報保護委員会規則案第 18 条の 7 では、上記個人情報保護委員会規則案で定める基準として、

- ① 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- ② 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することができる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- ③ 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること(当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)をあげている。

そして、個人情報保護委員会は、仮名加工情報の想定される加工例¹⁷として、以下の例をあげる。

【単体識別性を失わせる観点】

- ・ 会員 ID、氏名、年齢、性別、利用サービスの名称が含まれる個人情報を加工する場合⇒氏名を削除する。
- ・ 氏名、年齢、性別、旅券番号、旅行先国が含まれる個人情報を加工する場合⇒氏名及び旅券番号を削除する。

【権利利益の侵害リスクを低減させる観点】

¹⁷ 改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について(仮名加工情報)【個人情報保護委員会 令和 2 年 11 月 27 日】

・会員ID、氏名、年齢、購買履歴、クレジットカード番号が含まれる個人情報加工する場合⇒氏名及びクレジットカード番号を削除する。

しかし、上記個人情報保護委員会規則案及び想定される加工例をもってしても、匿名加工情報の加工基準との区別は不明確¹⁸であり、今後、公表されるガイドラインやQ&Aによって、仮名加工情報の加工基準についてさらなる具体化がなされるのが待たれるところである。

第5 まとめ

事業者が利活用しようとするデータがどの情報区分に該当するかによって、適用されるルールも異なる。特に、令和4年4月施行予定の改正個人情報保護法により、仮名加工情報という新たな情報区分が追加されることとなるが、現状公表されている個人情報保護法改正案及び個人情報保護委員会規則案からは、匿名加工情報と仮名加工情報の加工基準の区別が不明確であり、どのように加工すれば仮名加工情報に該当するのかについては今後のガイドライン・Q&Aによる具体化が待たれることになる。

仮名加工情報を利用する事業者においては、利活用するデータがどの区分の情報にあたり、どのような規制が課されるのかを把握し、今後公表が予定されているガイドライン・Q&Aの内容を踏まえて、社内規程・社内体制の整備、プライバシーポリシーの改訂などの措置が必要になると考える。

以上

¹⁸ 「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織例の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見募集結果54番において、「どこまで加工すれば仮名加工情報となるのかが不明確である。」という意見がでている。